

## 第2次島根県男女共同参画計画(現行)と H26県民の意識・実態調査における現状と課題について

- ① 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと  
意識の改革 ······ P 1、P 2
- ② 基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進  
··· P 3、P 4
- ③ 基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進  
··· P 5、P 6
- ④ 基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立 ······ P 7、P 8

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革

男女共同参画社会の実現を妨げるしきたりや慣習などについて、社会的な合意を得ながら見直していくために、男女共同参画に関する理解の促進に努める。

### 【重点目標・施策の方向性】

#### 重点目標1 地域における慣行の見直しと意識の改革

1. 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開
2. 男性や若者にとっての男女共同参画の推進
3. 男女共同参画に関する情報の収集・提供

#### 重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

1. 学校教育などにおける男女共同参画に関する教育の推進
2. 家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進

### 意識・実態調査における現状と課題

#### 男女の地位が平等だと思う人の割合(7分野平均)

目標 H21年度 34.6% → H26年度 40.0%  
現状 33.0% (H26)

※一部の分野では平等感が上昇

#### <7分野>

- 「家庭生活で」 H21 29.4% → H26 32.6%
- 「職場で」 H21 26.4% → H26 28.4%
- 「学校教育の場で」 H21 66.0% → H26 68.2%
- 「政治の場で」 H21 24.4% → H26 12.0%
- ↑ 男性優遇感が最も高い。調査直前に東京都議会での女性差別発言がクローズアップされたことも要因の一つと推察される。
- 「法律や制度上で」 H21 43.6% → H26 42.7%
- 「社会通念・習慣・しきたりなどで」 → H21 14.0% → H26 13.4%
- 「地域活動で」 H21 38.5% → H26 33.9%

#### <社会全体で>

H21 17.6% → H26 15.7%

#### 固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合

目標 H21年度 60.5% → H26年度 75.0%  
現状 65.2% (H26)

前回調査時と比較し、20代は否定意識が大きく増加

- 家庭生活、職場、学校教育の場など、特定の分野における男女の地位の平等感は高まったが、社会全体でみた場合や政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどにおいては、依然として不平等感が強い。
- 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について否定的な人の割合は上昇したが、依然として食事のしたくやかたづけ、掃除は妻が担う仕事となっている。

### 《第3次計画策定に向けた検討事項》

- ◇社会的慣行の見直しや意識改革を更に進めるため、継続した啓発・広報活動が必要である。
- ◇高度情報化社会において、男女共同参画の視点からインターネット、SNSなどを正しく使うための教育、啓発が必要である。

## 意 識・実 態 調 査 結 果 概 要

### 1 男女の平等感、性別役割などについて

#### ○男女の地位の平等感(問1、問2)

- 各分野における男女の地位の平等感について、「平等」とする回答が高い分野は「学校教育の場」のみであり、それ以外のすべての分野で「平等」よりも男性優遇の意識が高い。特に、依然として「政治の場」及び「社会通念・慣習・しきたり」の分野での男性優遇感が顕著である。
- 社会全体でみた男女の平等感については、依然として男性優遇の意識が8割近くを占めている。また、男女の回答を比較すると、「男性の方が優遇されている」とする回答は女性(84.1%)の方が男性(75.1%)を上回っているが、男性の回答は前回(66.3%)から増加しており、男女の意識差は縮まっている。

	H21年度			H26年度			全国H24年度		
	男性優遇	平等	女性優遇	男性優遇	平等	女性優遇	男性優遇	平等	女性優遇
家庭生活で	62.5	29.4	7.6	60.3	32.6	6.3	43.3	47.0	7.4
職場で	64.6	26.4	6.4	61.7	28.4	7.7	57.7	28.5	4.6
学校教育の場で	23.1	66.0	4.9	23.6	68.2	3.6	13.5	67.0	3.8
政治の場で	71.1	24.4	2.5	85.2	12.0	1.6	74.0	18.6	1.2
法律や制度上で	45.4	43.6	8.5	46.7	42.7	8.6	38.2	45.4	7.4
社会通念・慣習・しきたりなどで	80.8	14.0	3.9	83.0	13.4	2.4	70.4	21.4	3.5
地域活動で	50.3	38.5	9.8	56.4	33.9	8.5	33.4	52.1	7.0
社会全体で	77.2	17.6	4.9	79.5	15.7	4.1	69.8	24.6	3.8
(女性)	85.8	11.3	2.9	84.1	12.7	2.5	74.8	19.8	2.7
(男性)	66.3	25.7	7.6	75.1	18.5	5.6	64.2	30.0	5.0

「男性優遇」=「男性の方が非常に優遇」+「どちらかといえば男性の方が優遇」

「女性優遇」=「女性の方が非常に優遇」+「どちらかといえば女性の方が優遇」

#### ○性別役割等に関する意識(問3)

- 典型的な役割分担意識を示す「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」とする意識を否定する回答は65.2%で、前回調査(60.5%)よりも否定割合が増えているとともに、全国調査(49.4%)と比べても否定割合が高い。
- 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、性・年齢別にみると、男女とも70歳以上は依然として他の年代より否定意識が低いが、今回の調査で初めて女性はすべての年代で否定意識の割合が5割以上を示し、また、すべての年代で、男性の否定意識の割合を上回っている。そして、前回調査で男女とも否定意識が大きく減少した20代については、今回は一転して否定意識が大きく増加し、特に20代女性の増加幅は大きい(女性20代57.1%→76.7%の19.6ポイント増、男性20代62.9%→72.7%の9.8ポイント増)。
- 他の項目については、否定する回答は約3~4割に留まり、前回からの大きな変化は見られない。特に「女性は気配り、男性は決断力」(肯定計71.5%)と「子育ては母親」(肯定計70.0%)の肯定意識が7割台と高くなっている。
- 男女別でみると、依然として「家事、介護は女性向き」で特に男性の方が肯定割合が高く(女性54.5%、男性66.9%)、逆に「自治会などの代表者は男性」で特に女性の肯定割合が高くなっている(女性69.2%、男性55.0%)。

	H21年度	H26年度	全国H26年度
「男は仕事、女は家庭」に対する否定意識	60.5	65.2	49.4
「自治会などの代表者は男性」に対する肯定意識	58.2	62.0	—
「女性は気配り、男性は決断力」に対する肯定意識	73.8	71.5	—
「子育ては母親」に対する肯定意識	68.1	70.0	—
「家事、介護は女性向き」に対する肯定意識	59.0	60.7	—

否定意識=「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」

肯定意識=「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」

## 基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県の政策や方針の決定過程に男女双方の意見を取り入れるため、県の審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努める。また、市町村や企業等についても女性の参画促進を働きかける。

### 【重点目標・施策の方向性】

重点目標3 県の政策・方針決定過程への女性の参画推進と市長村、企業、団体等における取組の促進

1. 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
2. 市町村、企業、団体等における取組の促進

#### 意識・実態調査における現状と課題

##### 県の施策への女性の意見の反映度

反映されていないとする回答が半数以上

##### 女性の意見が反映されていない理由

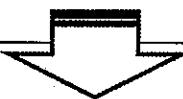
「県議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ない」  
(34.6%)

「女性の意見や考え方に対して県議会や行政機関の関心が薄い」  
(27.6%)

「県の審議会などの委員に女性が少ない」  
(11.2%)

↑ 審議会委員等への女性登用に力を入れているものの、県民に状況がよく伝わっていないことも要因の一つと推察される。

- 県の審議会等への女性の参画率については、全体では目標の40%以上を維持しているが、部局によっては女性の人材が不足しており、40%に達していない審議会等もある。
- 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合(現状値 60.3%)については、目標値(63.5%)に達していない。



#### 《第3次計画策定に向けた検討事項》

◇男女双方の意見を政策・方針決定過程へ反映させていくため、県の審議会等への女性の参画や、女性職員の登用に向けた取り組みを継続する必要がある。

◇同時に、市町村、団体、企業等における女性の参画を促進するため、女性の登用・人材育成について継続した働きかけを行っていく必要がある。

## 意 識・実 態 調 査 結 果 概 要

### 2 女性の社会参画について

#### ○女性が増える方がよい職業・役職(問4)

- 女性が増える方がよい職業や役職について、もっとも回答が多いのは「議会の議員」(59.8%)で、次いで「弁護士、医師などの専門職」(57.8%)、「公務員の管理職」(51.4%)となっている。また、男女別でみると、「自治会長、PTA会長など」、「県知事・市町村長」、「農業・漁業協同組合、森林組合の役員」などで女性よりも男性からの支持率が特に高い。

#### ○女性の意見の反映度(問5)

- 女性意見の県の政策への反映度について、「反映されている」とする回答は46.2%で前回調査(50.6%)から減少し、「反映されていない」とする52.4%(前回45.4%)を下回った。また、女性、男性とも「反映されていない」とする回答が増加している。
- 反映されていない理由としては、前回調査同様、①「県議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないから」(34.6%)と②「女性の意見や考え方に対して県議会や行政機関の側の関心が薄いから」(27.6%)の割合が高く、この2項目で6割を超えていている。また、③「県の審議会などの委員に女性が少ないから」(11.2%)とする回答が、前回(5.3%)から増加している。

## 基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

男女がともに充実した生活を送るため、家庭や仕事、地域活動などとの両立に向けた取り組みを推進する。また、地域の中でだれもが支え合いながら、安心して暮らせる環境づくりに努める。

### 【重点目標・施策の方向性】

#### 重点目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理解促進と定着
2. 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
3. 男女に均等な雇用環境の整備と能力開発

#### 重点目標5 農林水産業等における男女共同参画の促進

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
2. 女性の経済的地位向上の促進

#### 重点目標6 地域における男女共同参画の推進とだれもが安心して暮らせる環境の整備

1. 地域における男女共同参画の推進
2. だれもが安心して暮らせる環境の整備

### 意識・実態調査における現状と課題

#### 女性の働き方と働き続けやすさについて

女性の働き方に関する考え方については、「子どもができても、ずっと仕事を続ける」就労継続を望ましいとする考えが大半を占める一方で、女性の働き続けやすさについては、ほぼ7割が「働き続けにくい」と認識している。

#### 女性が働き続ける上での障害について

- ①「育児施設が十分でない」(65. 4%)
- ②「短期契約、パートタイム、臨時雇いなど不安定な雇用形態が多い」(53. 1%)
- ③「結婚・出産退職の慣行がある。」(50. 0%)
- ④「介護施設が十分でない」(39. 0%)
- ⑤「長時間労働や残業がある」(37. 9%) → 男女ともに大きく伸びている

#### 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のバランスについて

〔希望する優先度〕=男女とも「仕事と家庭生活をともに優先したい」割合が最も高い(39. 5%)  
〔現実の優先度〕=「仕事」の割合が最も高い(29. 6%)  
※「休養」の時間が取れているとする回答は大きく減少(前回 66. 4% → 今回 59. 6%)

#### ☆農業委員に占める女性の割合

目標 H21年度 4.0% → H26年度 9.1% 現状 7.07% (H27.5)

○農業委員に占める女性の割合  
(現状値 7.07%)については、目標値(9.1%)に達していない。

### 《第3次計画策定に向けた検討事項》

- ◇家庭、職場、地域において男女共同参画を推進するため、より一層、仕事と家庭生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)への理解促進に取り組む必要がある。
- ◇今後も、職場における男女に均等な雇用環境の整備を進めるとともに、育児休業制度、介護休業制度等を十分に活用できる環境づくりや意識改革を進める必要がある。
- ◇女性が働き続けていくことのできる環境づくりのため、引き続き子育て環境の整備や介護サービスの充実に取り組む必要がある。
- ◇農林水産業においては、家族経営協定の締結や農業委員会への女性の登用などに引き続き取り組み、女性の地位向上や就業環境の整備を図っていく必要がある。また、農林水産加工事業における女性の起業の促進など、生産活動において女性が活躍できる場の創出や拡大にも継続して取り組む必要がある。
- ◇女性の活躍推進の観点から、地域や職場で活躍する意欲を持つ女性を支援できる環境の整備を推進する。

## 意識・実態調査結果概要

### 3 女性と仕事について

#### ○女性の就業、働き続けやすさ(問6～問8)

- 女性と仕事に関する考え方については、①「子どもができても、ずっと仕事を続ける方がよい(就労継続)」(54.5%)、②「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい」(31.1%)とする回答が多く、この2項目で8割を超えており。就労継続は平成11年度調査から毎回増加しているが、今回も大きく増加し(前回43.4%)、全国調査(44.8%)と比べても高い支持率となつた。

	H11年度	H16年度	H21年度	H26年度	全国H26年度
就労継続型	34.5	39.3	43.4	54.5	44.8
中断後の再就職型	44.7	42.2	39.8	31.1	31.5

(%)

就労継続型=子供ができても、ずっと仕事を続ける方がよい

中断後の再就職型=子供ができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい

- 進路・職業選択について、「性別を意識せずに選択した」とする回答は全体の65.7%であるが、男女別でみると、「性別を意識して選択した」とする回答は女性(37.5%)が男性(29.4%)を上回っている。
- 女性の働き続けやすさについては、ほぼ7割(70.3%)が「働き続けにくい」と認識しているが、前回調査(79.4%)からは減少している。また、「働き続けやすい」とする回答も女性、男性ともに増加している(女性15.8%→27.8%の12.0ポイント増、男性23.4%→29.2%の5.8ポイント増)。
- 女性が働き続ける上で障害としては、①「育児施設が十分でない」(65.4%)、②「短期契約、パートタイム、臨時雇いなど不安定な雇用形態が多い」(53.1%)、③「結婚・出産退職の慣行がある」(50.0%)、④「介護施設が十分でない」(39.0%)、⑤「長時間労働や残業がある」(37.9%)などが多く選択されている。また、「長時間労働や残業がある」とする回答は男女ともに大きく伸びている(女性28.6%→42.9%の14.3ポイント増、男性20.7%→33.0%の12.3ポイント増)。

### 4 仕事、家庭生活、地域・個人の生活について

#### ○仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス、家庭の仕事等の役割分担(問9～問12)

- 希望としては、優先したいものとして男女ともに「仕事と家庭生活」が最も高く、次いで「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」の順であるが、3番目として女性は「家庭生活」なのに対し、男性は「仕事」となっている。
- 現実に優先しているものは、①「仕事」(29.6%)、次いで②「仕事と家庭生活」(23.7%)、③「家庭生活」(20.4%)の順となっているが、男女の回答を比較すると、女性は①「家庭優先」(28.8%)、②「仕事と家庭生活」(25.3%)、③「仕事」(22.2%)の割合が高いのに対して、男性は「仕事」(36.9%)が他の項目に比べ突出している。男性が「仕事と家庭生活」の両立を希望しながらも「仕事」を優先せざるを得ない現実が窺える。
- 家庭生活、地域・個人の生活、休養の時間等について、「取れている」とする回答が多いのは①「家庭生活」(75.2%)で、次いで②「休養」(59.6%)、③「学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど」(46.6%)、④「地域・社会活動」(45.6%)の順となっている。前回調査と比較すると、「休養」(前回66.4%)と「地域・社会活動」(前回52.2%)の時間が取れているとする回答が大きく減少している。
- 家庭の中で妻がする仕事として回答が多いのは①「食事のしたく」(87.1%)、②「食事のかたづけ」(78.5%)、③「掃除」(73.4%)、④「小さい子どもの世話」(40.6%)となっており、依然として食事のしたくやかたづけ、掃除は妻が担う仕事となっている。
- 男性が女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加するためには、①「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」(50.2%)の比率が最も高く、続いて②「企業が労働時間短縮や休暇制度の充実に努める」(46.5%)や③「夫婦の間で家事などを分担するよう十分に話し合う」(45.1%)が高くなっている。

## 基本目標IV 個人の尊厳の確立

人権を尊重し、個人の尊厳を確立するため、DV(ドメスティック・バイオレンス)などの女性に対するあらゆる暴力の根絶に努める。また、男女がお互いの身体的特質を理解し、生涯を通じて健康を保持増進するための環境づくりに努める。

### 【重点目標・施策の方向性】

#### 重点目標7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

1. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進
2. 性犯罪等への対策の推進
3. セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

#### 重点目標8 生涯を通じた男女の健康づくりの促進

1. 思春期・若年期における健康づくり
2. 妊娠・出産などに関する健康支援
3. 中高年期における健康づくり

### 意識・実態調査における現状と課題

#### 自分自身や身近な人のセクハラ被害経験について

H21 24.0% → H26 23.9% (0.1%減)

#### 自分自身や身近な人のDV被害経験について

H21 25.0% → H26 25.9% (0.9%増)

※直接経験した、または直接経験はないが、まわりに経験した(している)人がいる、と答えた人の割合

#### ☆DV防止法の認知度

目標 H21年度 77.7% → H26年度 82.0%  
現状 81.7% (H26)

○DV防止法の認知度(現状値 81.7%)については、目標値 82.0%)に達していない。

### 《第3次計画策定に向けた検討事項》

◇依然として女性に対するセクハラ、DVはなくなっておらず、引き続き未然防止や相談への対応、被害者保護・自立支援などに取り組む必要がある。

◇ハラスメントについては、セクハラのみでなく、マタニティ・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する防止対策も必要である。

◇今後も、引き続き学校教育などと連携し、若年期からの啓発を行っていく必要がある。

## 意 識・実 態 調 究 結 果 概 要

### 5 女性の人権について

#### ○女性への暴力について(問13～問16)

- セクシュアル・ハラスメントの被害経験については、直接経験したことがある人が全体で8.7%(前回9.5%)、身近な人も含めた被害経験者は23.9%(前回24.0%)となっている。なお、女性に限定しての直接被害の経験者は14.1%(前回15.1%)となっている。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験では、直接自分が経験したことがある人が全体で7.1%(前回7.5%)、身近な人も含めた被害経験者は25.9%(前回25.0%)となっている。なお、女性に限定しての直接被害の経験者は9.8%(前回10.5%)となっている。
- DVが起こる背景・要因として、最も回答が多いのは①「現代社会はストレスが大きいから」(45.4%)で、次いで②「夫が妻にふるう暴力は、犯罪・人権侵害という認識が低く、配偶者に対する暴力を容認する社会通念があるから」(36.1%)、③「配偶者間におけるコミュニケーションがとれていないから」(35.1%)であり、いずれも前回調査と同水準か減少がみられる。一方、「薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存の問題があるから」(34.6%)、「女性に対する差別的な意識が存在するから」(32.4%)については、前回と比べて増加している。
- 女性への暴力をなくす方策としては、①「被害女性のための相談機関や保護施設の整備」(49.3%)、②「あらゆる差別や暴力を許さない人権尊重の教育の充実」(49.1%)、③「捜査や裁判での担当者に女性を増やし、被害女性が届けやすいようにする」(42.3%)が多く選択されている。

### 6 男女共同参画に関する行政への要望(問17)

- 行政への要望について、最も回答が多いのは①「保育所等、その他子育てに関する施設やサービスの充実」(56.6%)で、次いで②「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」(54.2%)、③「育児休業制度の充実や労働環境の整備」(53.1%)、④「子育てで仕事を退職した人の再就職支援」(51.2%)となっている。

### 回答者の特性

- 年齢別では60代以上で回答者全体の46.2%を占める。
- 過去3回の調査(平成11年度、16年度、21年度)と異なり、回答者に占める男性の割合(50.9%)が女性(48.9%)を上回った。